

# 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

## 秋 田 県 支 部

### 表 彰 規 程

#### ( 表彰の目的 )

第 1 条 この規程は、本支部の会員事業場の役員又は従業員であって、安全管理に尽力し、災害防止に貢献した者の功績を讃えるために、表彰することを目的とする。

#### ( 表彰者 )

第 2 条 この規程に定める表彰は、陸上貨物運送事業労働災害防止協会秋田県支部長(以下「支部長」という。)が行う。

#### ( 表彰の種類 )

第 3 条 表彰の種類は次のとおりとする。

- 一、感 謝 状
  - 二、表 彰 状
- 2、表彰には、賞金あるいは副賞を附与することができる。
- 3、感謝状は次の者に贈呈する。
- 一、支部の役員(永年にわたる役員の代行者を含む)。
  - 二、支部の下部団体の役員。
- 4、表彰状は次の者に贈呈する。
- 一、会員事業場の安全管理者又は安全管理担当者。

#### ( 被表彰者の詮衡基準 )

第 4 条 被表彰者は次の基準により詮衡するものとする。

- 一、協会の役員、又は下部団体の役員として、7年以上安全管理活動を推進し、災害防止に多大の貢献をし、その功績が顕著な者。
- 二、会員事業場の従業員で次に掲げる者。
  - (イ) 危難をかえりみず職責を遂行し、重大な事故を未然に防止し、その功績が顕著な者。
  - (ロ) 安全管理又は災害防止のために、有益な発明、考案、改良または研究を行い、安全管理に著しく貢献した者。

(八) 同一会員事業場において安全管理者、又は安全担当者として15年以上引続いて勤務し、安全管理に尽力し、災害防止に多大の功績があった者。

(被表彰者の推薦)

第5条 被表彰者の推薦をしようとする者は、毎年3月末日までに分会長を経由して支部長に推薦するものとする。

推薦は次によって行うものとする。

一、推薦者(別紙様式)。

二、その他参考となる資料。

(表彰者の詮衡)

第6条 被表彰者の詮衡は支部長の委任による詮衡委員会が行い通常総会において表彰する。

附 則

第7条 この規程は昭和52年4月1日より実施する。

# 推 薦 書

《役員》 《従業員》

事業場	名 称		
	所 在 地		
	代 表 者 名		
被 表 彰 者	現 住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日		
	略 歴	年 月	
		年 月	
		年 月	
		年 月	
		年 月	
年 月			
年 月			
推薦理由			
その他参考事項			

陸運労災防止協会  
秋田県支部長殿

平成 年 月 日  
分会長名